(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
宮古市田老字向山六五番三から同市田老字荒谷一二七番三まで	前	一五・一〇～五四・七三	一・三〇五
	後	一五・一〇～五四・七三	一・二六五

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第四十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月十三日

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮古市田老字向山六五番三から同市田老字荒谷一二七番三まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十七年三月十五日

○関東地方整備局告示第九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十三号線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十三日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区中十条二丁目及び中十条三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第九十二号線
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区田端五丁目及び田端三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年三月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　町田都市計画緑地事業第二号大戸緑地
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都町田市相原町字段木入及び字牛田地内
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都町田市相原町字段木入及び字牛田地内

○関東地方整備局告示第百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十七年三月十三日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画公園事業第九・六・二号及び福生都市計画公園事業第九・六・一号野山北・六道山公園
三　事業施行期間　自平成二十七年三月十三日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都武蔵村山市本町五丁目及び六丁目並びに三ツ木三丁目及び五丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字石畑字夕日台及び字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷並びに大字高根字田ノ入及び字田尻地内
使用の部分　なし
五　収用の手続が保留される事業地　東京都武蔵村山市本町五丁目及び六丁目並びに三ツ木三丁目及び五丁目並びに西多摩郡瑞穂町大字石畑字夕日台及び字狭山嶺、大字箱根ヶ崎字浅間谷並びに大字高根字田ノ入及び字田尻地内

○近畿地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年三月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十三日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　百七十五号
(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
神戸市西区平野町常本字西山三一五番九七から同市西区神出町小束野字廣澤五三番九九まで	前 A	七・七七～二八・二〇	四・六四三	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前 B	二五・五〇～九〇・一二	二・一二〇	
	前 C	二九・五〇～三八・二〇	一〇・九四五	
	前 D	二四・〇〇～五四・二〇		
	後 A	七・七七～二八・二〇	四・六四三	
	後 B	二五・五〇～九〇・一二	二・一二〇	
	後 C	二九・五〇～三八・二〇	一〇・九四五	
	後 D	二四・〇〇～八三・四三		

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局兵庫国道事務所